

【事例3】 居住用財産を売却して譲渡損失が算出されるケース
《新たに自宅を買い換える場合》

私は、平成22年8月5日に4,075万円(内、建物の消費税(地方消費税を含みます。以下同じです。))75万円)で購入した、〇市△×町3-6-28-201のマンション(居住用)を、平成28年4月8日に2,500万円で売却する契約を締結しました。なお、このマンションの住宅ローンは既に全額を返済しています。

売却に当たっては、契約時に手付金として500万円を受領し、同年6月17日に残金2,000万円を受領するとともに、マンションを買主に引き渡しました。

費用としてはこのマンションを売却する際に、仲介手数料874,800円と売買契約書に貼り付けた収入印紙代10,000円がかかりました。

また、同年5月17日に分譲住宅(K市××町4-23-12・床面積120㎡)を5,800万円で購入し、既に居住を開始しています。この分譲住宅を購入するに当たっては3,000万円の住宅ローン(償還期間20年)を組み、返済を開始しています。

私は会社員で、このマンションを売却(譲渡)した収入以外に、給与収入1,200万円(給与所得970万円)がありますが、給与については年末調整済みです。

なお、申告に当たっては、給与所得との損益通算をします。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています(詳しくは25ページ参照)。

1 「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」を作成します。

住所、氏名を書いてください。

売買契約書に記載された物件の所在地を書いてください。

売却直前の利用状況(「自己の居住用」など)、居住期間を書いてください。

マンションを売りになった場合には、次のように書いてください。

- 建物部分
あなたが所有している建物の専有面積
- 土地(敷地権)の部分
マンションの敷地全体の面積とあなたの敷地権の持分

「譲渡契約締結日」は、売買契約書の契約年月日を書いてください。

「譲渡した年月日」は、通常、登記に必要な書類などを買主に交付して、最終代金を受領した日となります。

譲渡代金の総額を書いてください。共有の場合には、持分に応じた譲渡価額を書いてください(4ページ参照)。

新たに買い換えた資産(自宅)に関する内容を所定の欄に書いてください。

【平成28年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は事業用・事業所・店舗等) K市××町4-23-12 フリガナ サッポロ サプロウ 氏名 札幌 三郎 電話 (×××) 〇〇〇-△△△△

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書等を作成することができます。

譲渡した資産に関する明細

資産の所在地番	合計	建物	土地・借地権
資産の利用状況・面積		〇市△×町3-6-28-201 自己の居住用 75.61㎡	〇市△×町3-6-28-31 自己の居住用 187.10㎡
居住期間		H22年8月～H28年5月	
住所又は所在地		N市△△町2-7-5-504	同左
譲渡先氏名又は名称		仙台 四郎	同左
譲渡契約締結日		28年4月8日	28年4月8日
譲渡した年月日		28年6月17日	28年6月17日
譲渡に要した時期		22年8月5日	22年8月5日
譲渡価額①	25,000,000円	25,000,000円	
取得価額②	40,750,000円	15,750,000円	25,000,000円
得価却費相当額③	1,275,750円	1,275,750円	
費差引(②-③)④	39,474,250円	14,474,250円	25,000,000円
譲渡に要した費用⑤	884,800円	884,800円	
居住用財産の譲渡損失の金額⑥(①-④-⑤)	△15,359,050円	△15,359,050円	

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

資産の所在地番	合計	建物	土地・借地権
資産の利用状況・利用目的・面積		K市××町4-23-12 自己の居住用 120.90㎡	同左 自己の居住用 145.62㎡
買換資産の取得(予定)日		28年5月17日	28年5月17日
居住の用に供した(供する見込)日		28年5月28日	
買換資産の取得(予定)価額	58,000,000円	23,000,000円	35,000,000円
買住所又は所在地		K市××町1-2-3	同左
買主氏名又は名称		××不動産(株)	同左
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先		(借入先 〇〇銀行××支店 30,000,000円)	

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の②欄に転記してください。

間与税理士名 (電話)

税務署 資産課税部門 個人課税部門 整理欄 純損失(有・無)

(平成28年分以降用) H28.11

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の①欄に△を付けずに書いてください(22ページ参照)。

【事例3】の解説

○ この事例は、売却したマンションが売却した年の1月1日において所有期間が5年を超える居住用財産であるなど「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」(内容については38ページから39ページ参照)の適用を受けるための要件を満たしています。

特例の対象となる譲渡損失の金額は、下記の「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」で計算しますが、この場合、次のように譲渡損失が生じることとなります。

$$\begin{array}{rcl} \text{収入金額(譲渡価額)} & & \text{取得費} & \text{譲渡費用} & \text{譲渡損失の金額} \\ 25,000,000\text{円} & - & (39,474,250\text{円} + 884,800\text{円}) & = & \triangle 15,359,050\text{円} \end{array}$$

○ この譲渡損失の金額(△15,359,050円)は、特例を適用し、他の所得である給与所得(9,700,000円)から控除(損益通算)して税金の計算をすることができます。その結果、この事例では、既に給与所得で源泉徴収されている税金の全額(901,000円)について還付を受けることができます。なお、控除しきれない金額(5,659,050円)については、一定の要件の下で翌年以後3年間繰り越すことにより、各年分の所得から控除することができます。

この還付される税金の計算及び翌年以後に繰り越される損失の金額の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

【平成28年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は事業用・事業所・店舗等) K市××町4-23-12 フリガナ サッポロ サプロウ 氏名 札幌 三郎 電話 (×××) 〇〇〇-△△△△

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書等を作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

資産の所在地番	合計	建物	土地・借地権
資産の利用状況・面積		〇市△×町3-6-28-201 自己の居住用 75.61㎡	〇市△×町3-6-28-31 自己の居住用 187.10㎡
居住期間		H22年8月～H28年5月	
住所又は所在地		N市△△町2-7-5-504	同左
譲渡先氏名又は名称		仙台 四郎	同左
譲渡契約締結日		28年4月8日	28年4月8日
譲渡した年月日		28年6月17日	28年6月17日
譲渡に要した時期		22年8月5日	22年8月5日
譲渡価額①	25,000,000円	25,000,000円	
取得価額②	40,750,000円	15,750,000円	25,000,000円
得価却費相当額③	1,275,750円	1,275,750円	
費差引(②-③)④	39,474,250円	14,474,250円	25,000,000円
譲渡に要した費用⑤	884,800円	884,800円	
居住用財産の譲渡損失の金額⑥(①-④-⑤)	△15,359,050円	△15,359,050円	

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

資産の所在地番	合計	建物	土地・借地権
資産の利用状況・利用目的・面積		K市××町4-23-12 自己の居住用 120.90㎡	同左 自己の居住用 145.62㎡
買換資産の取得(予定)日		28年5月17日	28年5月17日
居住の用に供した(供する見込)日		28年5月28日	
買換資産の取得(予定)価額	58,000,000円	23,000,000円	35,000,000円
買住所又は所在地		K市××町1-2-3	同左
買主氏名又は名称		××不動産(株)	同左
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先		(借入先 〇〇銀行××支店 30,000,000円)	

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の②欄に転記してください。

間与税理士名 (電話)

税務署 資産課税部門 個人課税部門 整理欄 純損失(有・無)

(平成28年分以降用) H28.11

譲渡費用には、仲介手数料、測量費、売買契約書に貼り付けた収入印紙代など、譲渡のために直接要した費用を書いてください(34ページ参照)。

なお、修繕費や固定資産税など資産の維持・管理に関するものは譲渡費用に含まれません。

この事例では、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例」を適用しますので、給与所得と損益通算(33ページ参照)することができます。

なお、一般の土地建物等を譲渡した場合の譲渡損失の金額は、他の所得の金額から差し引くことはできません。

取得費は、土地の金額と建物の金額に分けて書いてください。

土地と建物を一括で購入されている場合などの区分方法は、35ページを参照してください。

契約書等に建物の価額が区分されて記載されていない場合でも、平成元年4月1日以降に購入又は建築された建物の取得価額は、その際に課税されていた消費税額から計算することができます(35ページ参照)。

この事例では、次のようになります。

建物の消費税額 消費税の税率(注)

$$75\text{万円} \times \frac{1 + 0.05}{0.05} = 1,575\text{万円}$$

(注) この事例の平成22年購入時の税率

建物のように期間が経過することにより減価する資産は、その資産の「取得価額」から「償却費相当額」を控除した金額が「取得費」となります。「償却費相当額」の計算については、36ページを参照してください。

この事例では、平成22年に購入したマンションですから、その「償却費相当額」の計算は、次のようになります。

償却率(鉄筋コンクリート) 0.015

経過年数(平成22年8月～28年6月) 5年10か月 6年

(期間計算)

6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。

(償却費相当額)

$$1,575\text{万円} \times 0.9 \times 0.015 \times 6 = 1,275,750\text{円}$$